

素敵コミュニケーション

# なんすん

2010年

12

月

No.213



特集

## 温かくておいしい! 地産地消鍋はいかが?

●安全・安心届け隊 原重弘さん (ミカン)

●INFORMATION ウィンターキャンペーン実施中!



## ●胃の病気とピロリ菌

ピロリ菌は、胃の中にすみ着く菌で、日本人ではおよそ半数の人が感染しているといわれます。胃・十二指腸潰瘍は、治つても再発しやすい病気として知られています。その背景には、ピロリ菌の感染が大きくかかわっていることが分かってきました。そこで現在では、ピロリ菌を排除する「除菌治療」が、胃・十二指腸潰瘍の基本的な治療になってきています。

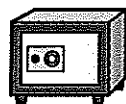
ピロリ菌は口から感染しますが、成人後に感染することはほとんどありません。実際の感染は免疫力の低い5歳以下の子どもに限られます。特に母親から子どもへの感染が多いといわれています。

ピロリ菌が長く胃にすみ続けるのとピロリ菌が作るアンモニアや毒素によって、胃の粘膜が障害されるようになり「慢性胃炎」が起ります。このような粘膜の慢性的な炎症は、粘膜の修復力を弱めてしまい、「胃潰瘍」や「十二指腸潰瘍」を起こしやすくなります。慢性胃炎が続くと、胃の粘膜が薄くなり「萎縮性胃炎」につながりま

す。こうなると「胃がん」の発生頻度も高くなります。

ピロリ菌に感染しているかどうかを調べるには検査が必要です。これには胃内視鏡検査で胃の粘膜の一部を取って調べるやり方と、それを用いず、呼吸や血液などから調べる方法があります。

ピロリ菌の感染が確認されたら「除菌療法」を行います。細菌を排除するためには抗菌薬が使われます。これには、使う薬や使い方が決められていますので、医師の指示に従って下さい。最近の研究では、ピロリ菌陽性で除菌を行った群では、行わなかった群に比べて、3年間の胃がんの発生率が3分の1に減ったという報告があります。



## おまかせ 資産防衛塾

JAなんすん顧問税理士 袴田会計総合事務所 税理士 袴田 学

## ●大増税時代の大海原へ 【節税海援隊】

### 第五回「親族間給与の取扱い」

親族に支払う給与については、その親族が「生計を一にする」人であるか否かによって、税務上の取扱いが大きく異なります。

「生計を一にする」人か否かは、その親族の食費、衣服費、住居費など諸般の状況を総合して判定することになります。

ここに「生計を一にしない」親族に支払う給与は必要経費になります。また、「生計を一にする」親族に対して支払う給与は、原則として必要経費に算入ができません。

これは所得税等が超過累進税率を適用していることから、必要経費算入を無制限に認めてしまうと親族間で所得分散が可能となり、恣意的に所得税等の税額負担を圧縮することが可能となってしまうからです。ただし例外として次の場合には必要経費算入が認められています。

#### 【青色申告者】

青色申告者については、その親族が青色事業専従者の要件を満たす場合には青色事業専従者給与額

を必要経費に算入することができます。ただし、事前（適用しようとする年の3月15日まで）に「青色事業専従者給与に関する届出書」を所轄税務署長に提出し、届出書に記載されている方法により実際に給与の支払いをする必要があります。

また不動産所得については事業規模要件を満たす場合に限り、ますので次の白色専従者との有利判定に注意が必要です。

#### 【白色申告者】

白色申告者については、その親族が白色事業専従者の要件を満たす場合には配偶者は86万円、配偶者でない専従者一人につき50万円を必要経費に算入することができます。

